(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について(原湯等)

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に<u>水道水以外の水を使用する場合</u>は、以下の水質 検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目(6項目)

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合は 10mg/L以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL 中に 10cfu 未満を いう)

- ※ 1~4については、判定基準を適用しないことがあります。
- 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

- ※ <u>採水の日を起点として6か月以内</u>の水質検査成績書の写しを添付してください。 (照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)
- ※ 原水、原湯については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯(水)、または貯湯槽内から 採水してください。
- ※ 水質検査は、①国公立の衛生試験機関又は②食品衛生法及び水道法に規定する登録 検査機関に検査を依頼してください。

登録検査機関は厚生労働省のホームページの「水質検査機関登録簿」に掲載さています。 レジオネラ属菌等目的の検査項目の実施の有無、料金、採水方法、検査日数などについて 検査機関にお問い合わせ頂き、検査機関を選定してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html